

建設業における社会保険未加入対策セミナー

平成29年4月1日から、社会保険未加入建設会社は
下請に選定できない！

主催 (一社)三田労働基準協会・(一社)品川労働基準協会
(一社)大田労働基準協会・渋谷労働基準協会
(一社)新宿労働基準協会(幹事)

協力 建設業労働災害防止協会東京支部
港分会・品川目黒分会・大田分会・渋谷世田谷分会・新宿中野杉並分会

元請企業は、下請企業の社会保険加入を指導する役割を担うことが義務付けられ、保険未加入業者に対する経営事項審査の減点幅が拡大される。また、社会保険加入状況の記載が必要になる等、保険未加入の建設労働者が現場に入場できないようにすることが求められています。

元請企業の負うべき役割と責任を支えるには、企業に依頼されるよう、元請企業の担当者向けに専門家が社会保険未加入対策を解説します。

1 日 時 平成29年1月20日(金) 14:00～16:00(開場・受付は13:30～)

2 会 場 中野サンプラザ8階 研修室「1・6」
中野区中野4-1-1 (裏面案内図参照)

3 講 師 特定社会保険労務士 高橋 健一 (元厚生労働事務官)

4 内 容

- ・建設業における社会保険未加入問題とは？ ・社会保険と労働保険の仕組み？
- ・社会保険適用除外者は現場に入場させてもよいのですか？
- ・一人親方の労災保険特別加入 制度は簡単ですか？
- ・社会保険の周知啓発や加入勧奨の効果的な手法は？
- ・民間工事でも社会保険加入の確認・指導が必要ですか？
- ・再下請負通知書・施工体制の整備について
- ・個人情報保護の関係で、作業員の書類をどう集め、記録を作り、管理したら良いですか？

5 受講料(資料代・消費税含む) 会員(建災防会員を含む) 4,000円 それ以外の方 5,000円

6 定 員 120名

7 申込方法等

①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会までFax(03-3451-7692)して下さい。

②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を、このうえ「受講票」として申込担当者にFax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から 1 月 13 日まで2週間ない場合は1月13日(金)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例120 〇〇カイシャ等)			

③受講の取消：1月13日(金)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知お下さい。

④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋、王子、向島労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は新宿労働基準協会です